

第2期 白山市 子ども・子育て支援事業計画

〈 概要版 〉

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

白山市

1 計画策定の趣旨

計画策定の趣旨

白山市では、次代の社会を担うすべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を目指し、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進するため、第2期「白山市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置付け

「子ども・子育て支援法」に基づき、国の定めた基本指針に即して『第2次白山市総合計画』を上位計画とし、その他の本市の部門別計画との連携を図る計画とします。

計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

2 計画の基本的な考え方

水と緑豊かな環境のなか、子どもの笑顔がひかり輝くまちの実現に向け、すべての子どもを大切にする社会を築くとともに、安心して子どもを産み、そして子どもが健やかに育つための環境を整え、社会全体で子育てを支えるため、第2次白山市総合計画に沿った取り組み姿勢を明確にし、次の将来像を掲げました。



「白山・手取川・日本海 子どもの笑顔がひかるまち」
- 子育て世代が住みたいまち 白山市 -

将来像

白山・手取川・日本海 子どもの笑顔がひかるまち
— 子育て世代が住みたいまち 白山市 —

基本理念



しなやかな
子どもの自立を
促します



ぬくもりのある**家庭**で
子育てができるよう
支援します

連携

連携



おもいやりのある
地域とともに子育てを
推進します



基本目標・施策

(1) 子どもの心身の健やかな
成長を育む環境づくり

- ① 保育サービスの充実
- ② 保育の質の向上
- ③ 質の高い幼児教育の振興と充実
- ④ 児童館・児童センター事業の充実
- ⑤ 障害のある子どもに対する支援の充実

(2) 子どもを安心して育てる
ことができる環境づくり

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 安全・安心して生活できる環境の整備
- ③ 相談支援等の充実
- ④ 仕事と家庭生活との両立の推進
- ⑤ ひとり親家庭の自立支援の推進
- ⑥ 子どもの貧困対策

(3) 地域で子どもや家庭を
支える環境づくり

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 子育て支援体制の充実
- ③ 児童虐待防止対策の充実
- ④ 子どもの権利の啓発

4

計画の基本目標と施策の展開

(1)子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、質の高い教育・保育の充実が求められます。子ども一人ひとりが心豊かに成長できるよう、きめ細かな子育て支援の充実に努めます。

1 保育サービスの充実

すべての子どもが同じように質の高い教育・保育を受けられるような環境の整備を進めるとともに、待機児童など保育を受けられない子どもが出ないように、保育の量的拡大・確保を図ります。

2 保育の質の向上

次代を担う子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、質の高い教育・保育の提供を目指します。

3 質の高い幼児教育の振興と充実

子どもの未知なる可能性を伸ばすため、教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

4 児童館・児童センター事業の充実

子どもが成長するうえで必要な遊びの質の向上や子育てする親の支援を行います。

5 障害のある子どもに対する支援の充実

障害のある子どもが身近な地域で安心して生活できるよう適切な福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備を進めます。

(2)子どもを安心して育てることができる環境づくり

安心して子育てができる環境をつくるためには、子育てに配慮したまちづくりが必要です。親子の健康の増進や相談体制の充実、仕事と子育ての両立ができる体制の整備等、子どもだけでなく親への支援の充実に努めます。

1 子どもや母親の健康の確保

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかに、生き生きと育つことができる環境づくりに努めます。また、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

2 安全・安心して生活できる環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備するとともに、安全に安心して外出することができるまちづくりに取り組みます。

3 相談支援等の充実

育児で孤立することなく喜びをもって子育てをすることができるよう、育児に対する不安や負担感の軽減に努めます。

4 仕事と家庭生活との両立の推進

仕事をしながら子育てができるような支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、働きやすい環境づくりを整備します。

5 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は子育てと生計の担い手という二重の役割を果たさなければならぬことから、子育てや生活の支援、相談・情報提供の充実に努めます。

6 子どもの貧困対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないように、対策を総合的に推進する必要があります。

(3) 地域で子どもや家庭を支える環境づくり

多様化する子育てのニーズに対応するには、地域が一体となって子育て家庭を支援することが重要です。すべての子育て家庭を見守り支えることができるよう、地域における支え合いによる子育て支援を推進します。



1 地域における子育て支援サービスの充実

地域の繋がりが希薄化する中で、子育てに関するニーズに対し、地域の社会資源を十分に活用し、身近な地域で支援する体制づくりを推進します。

2 子育て支援体制の充実

子どもや親の身近な生活の場である地域で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て経験者、専門家、地域住民等による子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭により身近で、より利用しやすい、ニーズにあった子育て支援サービス・保育サービスの充実に努めます。

3 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止対策を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

4 子どもの権利の啓発

子どもは、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要であることから、子どもの権利に関する啓発に努めます。

(1) 教育・保育の提供区域

教育・保育の提供区域については、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育保育の利用状況や施設の整備状況を踏まえ、「松任・美川地域」、「鶴来・白山ろく地域」の区域とします。一方、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は市内全域を1つの提供区域とします。

(2) 認定の区分

3つの区分認定に応じて、幼稚園や認定こども園、保育所などの利用先を認定します。

認定区分	対象者	利用施設
1号認定	満3歳以上、教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上、保育の必要性を認定、保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満、保育の必要性を認定、保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育

(3) 教育保育量の確保の見込み

需要に対する供給について、教育・保育ともに確保されている状況でありませんが、今後の需要を適切に見極め、地域におけるバランスを考慮しながら見込み量の確保に努めます。

(人)

認定区分		実施時期						
		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年		
1号認定	①見込み量		999	1,005	1,005	1,005	1,005	
	②確保方策	幼稚園、認定こども園	399	404	404	404	404	
		確認を受けない幼稚園	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	
	②-①		425	424	424	424	424	
2号認定	①見込み量	(教育・保育希望)	2,034	2,037	2,040	2,044	2,047	
	②確保方策	(教育・保育希望)	2,165	2,198	2,198	2,198	2,198	
	②-①	(教育・保育希望)	131	161	158	154	151	
3号認定	①見込み量	0歳児	308	311	314	316	318	
		1・2歳児	1,366	1,387	1,405	1,422	1,439	
	②確保方策	保育所、認定こども園	0歳児	337	377	382	382	382
			1・2歳児	1,381	1,437	1,467	1,467	1,467
		地域型保育事業	0歳児	15	15	15	15	15
			1・2歳児	52	52	52	52	52
	②-①	0歳児	44	81	83	81	79	
		1・2歳児	67	102	114	97	80	

(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込み

市内において実施しているほとんどの事業について、今後の見込み量に対する供給体制は十分に確保されており、利用状況やニーズを踏まえながら体制の強化に努めていきます。

地域子ども・子育て支援事業		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
延長保育事業		1,395人	1,435人	1,476人	1,518人	1,558人
放課後児童 児童クラブ事業	低学年	1,292人	1,293人	1,262人	1,250人	1,228人
	高学年	289人	314人	346人	342人	351人
ショートステイ・トワイライトステイ事業		15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
地域子育て支援拠点事業		38,140人回	37,950人回	37,760人回	37,571人回	37,383人回
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	30,914人日	31,842人日	32,797人日	33,781人日	34,794人日
	一時預かり	2,487人日	2,512人日	2,542人日	2,577人日	2,619人日
病児保育事業	病児対応型保育事業	678人日	761人日	766人日	773人日	780人日
	体調不良児対応型 保育事業	3,624人日	3,729人日	3,833人日	3,937人日	4,040人日
ファミリーサポートセンター事業		646人日	646人日	646人日	646人日	646人日
妊産婦健康検査		845人	850人	850人	850人	850人
乳児家庭全戸訪問事業		845人	845人	850人	850人	850人
養育支援訪問事業（専門的相談支援）		50人	50人	60人	60人	60人
養育支援訪問事業（産後安心ヘルパー事業）		55人	55人	60人	60人	60人
利用者支援事業（基本型）		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用者支援事業（母子保健型）		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

6 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての子どもの安全・安心な居場所の確保を図ることとします。



7 子どもの貧困対策

白山市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないように、対策を総合的に推進していきます。

生活保護世帯や生活困窮世帯の自立を支援するため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、継続的な支援と個々の状況に合った支援を実施していきます。

生活の支援

- ① 子どもの居場所づくり事業の拡充
- ② 子育て支援サービスの充実
- ③ 保育の充実
- ④ 高卒認定試験合格支援給付金事業の推進
- ⑤ 経済的支援の充実

教育の支援

- ① 学校等との連携促進
- ② 学習支援ボランティア派遣事業の推進
- ③ 就学援助制度の推進

就労の支援

- ① 生活困窮世帯・ひとり親家庭への自立支援の充実
- ② ハローワーク等との連携強化

相談・支援体制の構築

- ① 相談機能の強化
- ② 地域や関係機関との連携強化

8 計画推進に向けて

推進体制

本計画においては、関係課を中心として、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

9 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、各年度において、進捗状況の点検及び評価を行います。その際、社会情勢の変化を踏まえながら、市民や事業者、子育て支援に関わる関係者等の意見や意向等を参考に、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを実施します。



第2期白山市子ども・子育て支援事業計画(概要版)

発行：白山市 健康福祉部 こども子育て課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

電話：076-274-9527 FAX：076-274-9547

発行年月：令和2年3月